

議員提出議案第1号

大口町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

大口町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年3月23日提出

提出者	大口町議会議員	江 幡 満 世 志
賛成者	大口町議会議員	江 口 昌 史
賛成者	大口町議会議員	岡 孝 夫
賛成者	大口町議会議員	伊 藤 浩
賛成者	大口町議会議員	丹 羽 勉
賛成者	大口町議会議員	倉 知 敏 美

(提案理由)

この案を提出するのは、政務活動費の交付手続きの見直しにあたり、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

大口町議会政務活動費の交付に関する条例（平成27年大口町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「4月から任期満了日の属する月までの月数を12で除して得た数に、前項に規定する年額を乗じて得た額」の次に「（以下「月割り額」という。）」を加える。

第4条に次の1項を加える。

- 3 議員が辞職した場合、議員が失職した場合若しくは議員が死亡した場合又は議会が解散した場合は、前項の議員の任期が満了する場合の規定を準用する。

第6条から第9条までを次のように改める。

（交付申請及び決定）

第6条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、規則に定める様式により当該年度の4月末までに（第4条第2項及び第3項の場合にあっては速やかに。）議長を経由して町長に申請するものとする。

- 2 町長は、前項の申請を受けたときは、交付すべき政務活動費の額を決定し、議長を経由して当該議員にその旨を通知するものとする。

（実績報告）

第7条 政務活動費の交付の決定を受けた議員は、政務活動費の交付の対象となる調査研究その他の活動を行い、政務活動費の交付を受けようとするときは、上半期にあっては10月10日（その日が町の休日（大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日）までに、下半期にあっては3月末日（その日が町の休日に当たるときは、その日以前においてその日に最も近い休日でない日）までに、規則に定める政務活動費実績報告書（以下「実績報告書」という。）の様式に調査研究その他の活動の実施報告、当該活動に要した経費の状況及びそれを証する書類等（既に実績の報告をした期間を除く。）を添えて、議長に実績の報告をする。ただし、当該議員から申し出があったとき

は、3月末日に一括して提出することができる。

- 2 政務活動費の交付の決定を受けた議員が議員でなくなった場合（議会の解散を含む）において、当該議員が政務活動費の交付を受けようとするときは、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内の実績報告書を提出するものとする。この場合において、当該議員が死亡した場合にあっては、当該議員の相続人が、これを行うものとする。
- 3 前2項の実績報告書を提出するときは、領収書の写しと併せて規則に定めるもののうち、該当する経費の区分の書類を提出しなければならない。
- 4 交付対象期間を通じて、第1項の実績報告書の提出がなかったときは、議長に対し、交付申請の取下げがあったものとみなす。当該議員が死亡した場合にあっては同様とする。
- 5 議長は、前4項の規定により政務活動費の実績報告書の提出（前項の規定による交付申請の取下げを含む。）があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは調査等を行い、必要に応じて修正を求め、町長に送付するものとする。
- 6 第1項から第3項までの提出者が議長である場合は、副議長がその内容を審査し、必要があると認めるときは調査等を行い、必要に応じて修正を求め、町長に送付するものとする。

（交付確定通知）

第8条 町長は、前条第5項の規定により議長（前条第6項の場合にあっては副議長）から送付を受けたときは、政務活動費の額を確定し、又は交付申請の取下げを承認し、議員に通知する。

- 2 第4条第3項の場合において、当該議員に月割り額以上の支出があり、かつ、議長が特に認める場合に限り、町長は、第4条第1項に規定する限度額の範囲内で、交付すべき政務活動費の額を決定することができる。

（政務活動費の請求及び支払）

第9条 前条の規定による通知を受けた議員（当該議員が死亡した場合にあっては、当該実績報告書を提出した相続人）は、町長が別に定める日までに、別に定める

様式により町長に政務活動費の支払を請求するものとする。

- 2 町長は、前項の請求があったときは、当該議員に対し、速やかに政務活動費を交付するものとする。

第11条の見出し中「収支報告書」を「実績報告書」に改め、同条第1項中「第8条第1項」を「第7条第1項」に、「収支報告書」を「実績報告書」に改め、「実績報告書を、」の次に「当該年度末の」を加え、同条第2項及び第3項中「収支報告書」を「実績報告書」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の大口町議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

大口町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(交付限度額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 年度途中において議員の任期が満了する場合は、4月から任期満了日の属する月までの月数を12で除して得た数に、前項に規定する年額を乗じて得た額(以下「月割り額」という。)を、年度途中に新たに議員となった者に対する政務活動費は、当該議員となった日の属する月以降の月数を12で除して得た数に、前項に規定する年額を乗じて得た額を交付するものとする。</p> <p>3 議員が辞職した場合、議員が失職した場合若しくは議員が死亡した場合又は議会が解散した場合は、前項の議員の任期が満了する場合の規定を準用する。</p>	<p>(交付限度額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 年度途中において議員の任期が満了する場合は、4月から任期満了日の属する月までの月数を12で除して得た数に、前項に規定する年額を乗じて得た額を、年度途中に新たに議員となった者に対する政務活動費は、当該議員となった日の属する月以降の月数を12で除して得た数に、前項に規定する年額を乗じて得た額を交付するものとする。この場合において、交付額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>
<p>(交付申請及び決定)</p> <p>第6条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、規則に定める様式により当該年度の4月末までに(第4条第2項及び第3項の場合にあっては速やかに。)議長を経由して町長に申請するものとする。</p> <p>2 町長は、前項の申請を受けたときは、交付すべき政務活動費の額を決定し、議長を経由して当該議員にその旨を通知するものとする。</p>	<p>(交付方法)</p> <p>第6条 政務活動費は、実費後払いとする。</p>
<p>(実績報告)</p> <p>第7条 政務活動費の交付の決定を受けた議員は、政務活動費の交付の対象となる調査研究その他の活動を行い、政務活動費の交付を受けようとするときは、上半期にあっては10月10日(その日が町の休日(大口町の休日)を定める条例(平成元年大口町条例第19</p>	<p>(交付請求)</p> <p>第7条 議員は、政務活動費の交付を受けるときは、規則に定める様式により議長を経由して町長に請求しなければならない。</p>

新	旧
<p>号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日)までに、下半期にあつては3月末日(その日が町の休日に当たるときは、その日以前においてその日に最も近い休日でない日)までに、規則に定める政務活動費実績報告書(以下「実績報告書」という。)の様式に調査研究その他の活動の実施報告、当該活動に要した経費の状況及びそれを証する書類等(既に実績の報告をした期間を除く。)を添えて、議長に実績の報告をする。ただし、当該議員から申し出があつたときは、3月末日に一括して提出することができる。</p>	
<p>2 政務活動費の交付の決定を受けた議員が議員でなくなった場合(議会の解散を含む)において、当該議員が政務活動費の交付を受けようとするときは、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内の実績報告書を提出するものとする。この場合において、当該議員が死亡した場合にあつては、当該議員の相続人が、これを行うものとする。</p>	<p>2 4月1日から9月30日までの政務活動費の請求は10月10日(その日が町の休日(大口町の休日を定める条例(平成元年大口町条例第19号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときはその日前においてその日に最も近い休日でない日)に、10月1日から3月31日までの政務活動費は翌年度の4月10日(その日が町の休日に当たるときはその日前においてその日に最も近い休日でない日)に一括請求するものとする。ただし、議員本人から申し出があつたときは、4月1日から3月31日までの政務活動費を翌年度の4月10日(その日が町の休日に当たるときはその日前においてその日に最も近い休日でない日)に一括請求することができるものとする。</p>
<p>3 前2項の実績報告書を提出するときは、領収書の写しと併せて規則に定めるものうち、該当する経費の区分の書類を提出しなければならない。</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、議員の辞職、失職、死亡又は議会の解散により議員の職を失つたときは、これらの事由が生じた日の属する月分までの政務活動費を、議員でなくなった日の翌日から起算して10日以内の一括請求するものとする。ただし、当該議員が死亡したときにあつては、当該議員の相続人が、</p>

新	旧
<p>4 交付対象期間を通じて、第1項の実績報告書の提出がなかったときは、議長に対し、交付申請の取下げがあったものとみなす。当該議員が死亡した場合であっても同様とする。</p>	<p><u>これを行うものとする。</u></p> <p>4 第1項の請求をするときは、政務活動により実施した活動内容及び政務活動の支出に係る領収書その他支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を併せて提出しなければならない。</p>
<p>5 議長は、前4項の規定により政務活動費の実績報告書の提出（前項の規定による交付申請の取下げを含む。）があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは調査等を行い、必要に応じて修正を求め、町長に送付するものとする。</p>	<p>5 町長は、第1項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を議員に交付するものとする。</p>
<p>6 第1項から第3項までの提出者が議長である場合は、副議長がその内容を審査し、必要があると認めるときは調査等を行い、必要に応じて修正を求め、町長に送付するものとする。</p> <p><u>（交付確定通知）</u></p>	<p><u>（収支報告書の提出）</u></p>
<p>第8条 町長は、前条第5項の規定により議長（前条第6項の場合にあつては副議長）から送付を受けたときは、政務活動費の額を確定し、又は交付申請の取下げを承認し、当該議員に通知する。</p>	<p>第8条 政務活動費の交付を受けた議員は、当該年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、規則に定める様式により年度の終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。</p>
<p>2 第4条第3項の場合において、当該議員に月割り額以上の支出があり、かつ、議長が特に認める場合に限り、町長は、第4条第1項に規定する限度額の範囲内で、交付すべき政務活動費の額を決定することができる。</p> <p><u>（政務活動費の請求及び支払）</u></p>	<p>2 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなつた日の翌日から起算して30日以内に収支報告書を提出しなければならない。ただし、当該議員が死亡したときにあつては、当該議員の相続人が、これを行うものとする。</p> <p>3 前2項の収支報告書を提出するときは、領収書等の写しを併せて提出しなければならない。</p> <p><u>（議長の調査）</u></p>
<p>第9条 前条の規定による通知を受けた議員</p>	<p>第9条 議長は、収支報告書等の記載を検査</p>

新	旧
<p><u>(当該議員が死亡した場合にあっては、当該実績報告書を提出した相続人)は、町長が別に定める日までに、別に定める様式により町長に政務活動費の支払を請求するものとする。</u></p>	<p><u>し、必要があると認めるときは議員に対して、議員が保管している会計帳簿及び証書類等の提示を求め、調査、指導することができる。</u></p>
<p>2 <u>町長は、前項の請求があったときは、当該議員に対し、速やかに政務活動費を交付するものとする。</u></p>	
<p>(<u>実績報告書</u>の保存及び閲覧)</p>	<p>(<u>収支報告書</u>の保存及び閲覧)</p>
<p>第11条 議長は、<u>第7条第1項</u>の規定により提出された<u>実績報告書</u>を、当該年度末の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p>	<p>第11条 議長は、<u>第8条第1項</u>の規定により提出された<u>収支報告書</u>を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p>
<p>2 次の各号に規定するものは、議長に対し、前項の<u>実績報告書</u>の閲覧を請求することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>2 次の各号に規定するものは、議長に対し、前項の<u>収支報告書</u>の閲覧を請求することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p>3 議長は、前項の規定による請求があったときは、<u>実績報告書</u>に記載されている情報のうち大口町情報公開条例（平成11年大口町条例第28号）第7条各号の非公開情報を除き、閲覧に供するものとする。</p>	<p>3 議長は、前項の規定による請求があったときは、<u>収支報告書</u>に記載されている情報のうち大口町情報公開条例（平成11年大口町条例第28号）第7条各号の非公開情報を除き、閲覧に供するものとする。</p>



## 改 正 要 旨

### 1 改正の目的

政務活動費は、町民の付託に応えるための議員活動に欠かすことができないものですが、公費であることから交付に関する手続きは厳格なものでなければなりません。

このため、申請の手続きや実績報告書の調査などについて、必要な改正を行うものです。

### 2 改正の概要

- (1) 現行は実績報告と請求の手続きを同時にしていますが、これを交付申請、実績報告、交付金の請求とそれぞれの手続きを分割します。
- (2) 実績報告書の提出期限を上半期は「10月10日に」を「10月10日までに」に、下半期は「4月10日に」を「3月末日までに」に改めます。
- (3) 議員が辞職した場合、議員が失職した場合若しくは議員が死亡した場合又は議会が解散した場合において、月割り額（年間の交付限度額6万円を12月で除した数に、4月から任期満了日の属する月までの月数を乗じて得た額）以上に政務活動費を支出していた場合、その議員活動が適正なものと認められれば年間の交付限度額の範囲内で交付できる規定を設けます。
- (4) 議長が提出する実績報告書に関する調査権を副議長に与えます。

### 3 施行期日

令和5年5月1日から施行します。